

能美市建設工事共同企業体取扱要綱

平成20年12月1日

告示第92号

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この告示は、能美市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の共同企業体の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の区分)

第2条 共同企業体は、「特定建設工事共同企業体」と「経常建設共同企業体」に区分し、それぞれの性格、結成、出資比率、代表者要件及び資格要件については、次章から第4章までに定めるとおりとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

(性格)

第3条 特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）は、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施行に際し、技術力等を結集することにより工事の安定的施行を確保するため、能美市が共同施行を必要と認める工事ごとに結成する共同企業体とする。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 能美市が特定企業体に発注する工事の種類及び規模は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 設計価格がおおむね1億円以上の土木工事
- (2) 設計価格がおおむね2億円以上の建築工事
- (3) 設計価格がおおむね5千万円以上設備その他の工事

2 前項の規定にかかわらず、工事の内容等に照らし、特定企業体による工事が効果的かつ円滑な施行を確保できると認める工事については、特定企業体に発注することができるものとする。

(構成員の数等)

第5条 特定企業体は、2又は3業者において自主結成するものとし、その資格要

件はそれぞれの工事の発注の都度定めるものとする。ただし、工事の内容等により4以上の業者とすることができる。

(構成員の出資比率)

第6条 全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者の要件)

第7条 代表者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 構成員中最も大きな平均完成工事高を有する者であること。

(2) 出資比率が、構成員中最も大きな者であること。

(資格要件)

第8条 全ての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 能美市の請負業者資格者名簿に記載されている者であること。

(2) 当該工事に対応する業種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を有しての営業年数が3年以上であること。

(3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者または主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める要件。

第3章 経常建設共同企業体

(性格)

第9条 経常建設共同企業体(以下「経常企業体」という。)は、中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の中小企業者をいう。)が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(結成)

第10条 経常企業体は、2又は3者における自主結成とし、次のとおりとする。

(1) 1の業者が同一業種において結成できる経常企業体の数は1とする。

(2) 2以上の業種を有する構成員が結成できる経常企業体の数は、2までとし、業種は重複しないものとする。

(3) 経常企業体は、資格審査を能美市に申請し、請負業者資格者名簿に登載さ

れるものとする。

(出資比率)

第 1 1 条 構成員の出資比率は、第 6 条の規定を準用する。

(代表者要件)

第 1 2 条 代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

(資格要件)

第 1 3 条 すべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 能美市内に、建設業法第 3 条第 1 項の許可に係る主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、能美市の有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 経常企業体の業種について、建設業法第 3 条の許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。
- (3) 経常企業体の業種について、原則として、能美市発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者で国家資格を有するものが存在し、原則として、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

第 4 章 参加資格

(特定建設工事共同企業体の資格審査申請書等)

第 1 4 条 市長は、工事を特定企業体に発注しようとするときは、あらかじめ資格要件を定め、能美市のホームページ及び所定の閲覧場所に掲示して公告しなければならない。

2 資格審査の申請をしようとする者は、前項の公告に記載された期限までに関係書類を添えて、建設工事共同企業体入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長が特に認めたときは、第 1 項の規定にかかわらず公告を省略することができるものとする。この場合において、申請書の提出期限については、その都度定めるものとする。

(経常建設共同企業体の資格申請書等)

第 1 5 条 経常企業体を結成しようとする者は、毎年 3 月 1 日から 3 月 10 日までの期間内に関係書類を添えて、申請書を市長に提出しなければならない。

(経常建設共同企業体の資格審査)

第16条 経常企業体の入札参加資格の審査基準は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 経常企業体の経営に関する客観的事項の審査は、次のとおり取り扱うものとする。なお、算定された点数を客観点という。

ア 経営規模の審査は、各構成員の工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び利益額の和を用いて行うものとする。

イ 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

ウ 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の建設業の種類別技術職員数と工事種類別年間平均元請完成工事高の和を用いて行うものとする。

エ その他の審査項目(社会性等)は、各構成員について算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点の平均値とするものとする。

(2) 経常企業体の主観的事項について算定した点数(以下「主観点数」という)は、各構成員の評点の平均値とする。ただし、当該経常企業体が施工した工事がある場合は、同項に定める検査成績は、その検査成績点数によることができる。

(3) 前2号に規定する客観点数と主観点数とを合計した数値を経常企業体の総合点数とし、当該総合点数により格付けるものとする。

(4) 経常企業体の客観的事項の審査に当たっては、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常企業体については、算出された総合点数を10%を基本に合理的と認められる範囲で加算し調整できるものとし、これ以外の経常企業体については、総合点数を5%を加算し調整できるものとする。

(入札参加資格審査)

第17条 市長は、第14条又は第15条の申請があったときは、速やかに審査を行うものとする。

2 前項の審査により適格と判断された特定企業体は、能美市の請負業者資格者名簿に登載されたものとみなす。また、経常企業体にあつては、請負業者資格者名簿に登載するものとする。

(資格の有効期間)

第 18 条 共同企業体(特定企業体及び経常企業体をいう。以下同じ。)の有効期間は、共同企業体の区分に応じ、次のとおりとする。

(1) 特定企業体については、当該工事の請負契約の履行後 6 箇月を経過するまで資格を有するものとする。ただし、当該工事を請け負うことができなかったときは、当該工事の請負契約が締結された日をもって終了するものとする。

(2) 経常企業体については、当該年度限りとする。ただし、当該工事が年度を超えて施工されるときは、当該工事に係る共同企業体として建設工事の請負契約の履行後 6 箇月を経過するまでは資格を有するものとする。

2 共同企業体は、前項に定める資格の有効期間内は当該資格を取下げることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

第 5 章 雑則

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。